

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	債権管理台帳	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	東住吉区役所保護課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務における債権管理に用いる	
記録項目	1 返還番号、2 根拠法令、3 債権者名、4 地区番号、5 ケース番号、6 特約区分、7 調査票分類、8 債権者の状況（受給中・受給中外）、9 時効中断日、10 発生年度、11 調定年度、12 徴収停止分類、13 返還決定額、14 未調定額、15 当該年度調定額、16 当該年度調定額更生分、17 納期未到来額、18 更生後の当該年度調定額、19 当該年度収入済額、20 不納欠損額、21 当年度未収額、22 債権残額、23 収入日、24 収入額	
記録範囲	東住吉区における生活保護受給者のうち大阪市が債権を有する者	
記録情報の収集方法	本人の申請及び債権の発生に基づく	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	